

# 【襖の下張り（断簡）】

やまもとひでお  
山本秀雄

平成九年七月、宮之浦の一軒の民家が取壊されると聞き、調査のため駆けつけたが、時は遅く、後日使用出来るものは天井・床板・建具一切は取り外されたあとで、十分な答は出せなかった。聞けば、その民家は、文久二年とかの建築で明治になって「はたごや」であったという。せめて棟札をと屋根裏を探して貰ったが発見出来なかった。残った骨組みだけがいやに大きくススで眞黒くなっていた。材は殆んど山の木（島でいうタブ・イス・カシ・ヒトツバなど）が使われていた。殊に桁・梁・根太などチヨーナ仕上げもあり興味を引いた。如何にせん明日は解体とあつて時間の無さに心に残したままになっていた。

その折、家主に乞うて襖やランマなど四点を町の歴史民俗資料館に寄贈して頂いたので、今年になって整理してみた。狙いは「襖の下張り」である。

実は幕末（文久三年Ⅱ一八六三～慶応三年Ⅱ一八六七）に国父島津久光・藩主忠義親子の下令によって益救神社の改築が行われた。元治元年（一八六四）五月に社司小田原河内藤原秀房が、慶応元年（一八六五）六月には棟梁瀬島喜平次以下（大工・小工・木挽）一行二十名が派遣されて工事は開始

され、慶応三年（一八六七）四月に竣工したが、先に取壊された民家は、或は益救神社工事関係者の宿舎に使用されたかとも考えて見た。それに結びつく資料を民家に得た襖の下張りに求めたのが筋で、民家の建造年と益救神社造営開始年が近いことからの推理であつたが、狙いは当らなかった。

下張りは長年の間、張り替えをくり返し、傷つき原形をとどめず、文字をつなぐことは出来なかった。それでも明治十三年～同十九年頃の永田村・宮之浦村両戸長役場の断簡は島の生活の一コマを見せる貴重なものである。本文をご覧を願いたい。

なお、本文とはかわりがないが、この民家に注目した点が外にもあつた。それは精巧なランマの細工と、正面床ノ間の板張り、金釘を使わず、枠を組んで裏から一枚一枚平矢（堅木で作った小さなコミセンと云うかヘラというか）を差して、止める方式になっていた。神社仏閣づくりの技術とみたがあたりないだろうか、今あの様な技術は島に残っているのだろうか、知りたいところである。

以上

(1) 断簡 取調書

公立学校敷地 取調書

馭謨郡永田村千九百五拾六番地

永田 小学

一宅地反別四畝廿七步

此價金四円四拾三錢八厘

但十二年九月ヨリ免稅

馭謨郡吉田村貳百拾五番地

吉田 小学

一宅地反別廿六步

此地價四拾九錢七厘

但シ十二年九月ヨリ免稅

前書之通相違無之候也

馭謨郡永田村外二ヶ村

戸長 若松長幸代理

用係 日高德次郎

明治十三年十一月

(2) 取調報告書

県庁丙第百六十二号ヲ以テ、西郷隆盛以下陸海軍士官非役俸返献云々取調方ノ儀 被相達候得共 私共相当ニハ不在ニ付此段御届候也

馭謨郡各村 戸長 安藤源之丞

郡山 誠治

若松 長幸

寺田壯二郎

印 印 印 印

平原助一郎 印

戸長代理用係 泊十二郎 印

明治十三年十二月三十日

馭謨郡々長 有馬純行殿

(3) 取調報告書

県庁衛生課衛第三四〇号照会ニ依リ、種痘表可差出旨御達ニ基キ取調候処、種痘表差出ヘキ医員不在ニ付此段及御届候也。

馭謨郡各村 戸長 安藤源之丞 印

郡山 誠治 印

若松 長幸 印

寺田壯二郎 印

平原助一郎 印

戸長代理用係 泊十二郎 印

明治十三年十二月三十日

馭謨郡々長 有馬純行殿

(4) 取調報告書

職工雇賃銀調査表

右	右	右	右	口永良部島	右	一日賃銀				耕夫	大工	木挽
						二十年		十年前				
同	同	同	同	同	男	女	男	女	男	女	男	女
同	同	同	同	同	一貫文	一貫文	八匁	十匁	十六匁	二十匁	二十五匁	二十五匁
同	同	同	同	同	八百文	一貫三百文	一貫二百文	十五匁	十五匁	二十五匁	二十五匁	二十五匁

右之通御座候也

明治十四年一月三十日

馭謨郡永田村外二ヶ村戸長 若松 長幸 ㊦

鹿兒島県勸業課 御中

(5) 共武改表

- 一 物産 トビラオ カツオ 鮪・鯉
- 一 馬 九拾頭
- 一 船舶 大小 五拾四艘
- 一 戸数 三百三戸
- 一 人口 千六百三拾五名(内男七百九拾壹名 女八百四十四名)

右之通 御座候也

馭謨郡永田村吉田村口永良部島  
戸長 若松 長幸 ㊦  
十四年一月二十日

伊藤彦兵衛殿

(6) 明治十四年自一月至六月部内

人口調査表

部内人口千六百八拾壹人

永田村 千四拾四人

吉田村 百九拾二人

口永良部島 四百二人

内入寄留 四拾三人

他府県ヨリ寄留無之

右之通 御座候也

馭謨郡永田村外二村

戸長 若松 長幸

十四年七月十三日

馭謨郡長 有馬 純行 殿

(7) 永田村

一 戸数百九十四戸

内 十戸持家

一 人員千四十四人

内男五百三人 女五百四十壹人

島高 九石七〇〇〇〇〇〇

田高六百六拾八石九〇〇〇〇〇〇

一 田高頭七石五斗式升五合四勺式才

一 惣田畠反別三拾六町六反六畦十五歩

内田反別二十九町壹反七畦十歩

畠反別 五町四反九畦七歩

一 大小船 三十七艘

内荷方舟 三艘

鯉 舟十三艘

瀬渡船二十壹艘

一 馬 十頭

一 学校 壹ヶ所

一 教員 貳名

一 学校世話係 四名

一 右之生徒 不明

一 鯉 節 九百八十貫目 但三ヶ年平均

トビウオ 八拾万足 但三ヶ年平均（注壹足百匹）

以下 不明： 年月日の記入はないが前後の関係から、この調査は明治十四年ではなからうか。

(8) 中間村

- 一 戸数 三十五戸
- 内 七戸持家

一 人員百九十名

内男八十七人・女八十五人

一 田高頭十斛壹斗八升式勺壹才

内田六石五斗三升壹合〇〇

三石五斗八升六合〇〇

一 惣田畠 不明

以下 欠、中間村の調査筆蹟は永田村と

同一人と思われるから調査年月日も、

同明治十四年か…。

(9) 宮之浦村

一 戸数二百二十一戸

一 人口八百四十一人

一 田 反別 七町九歩

此地価金千三拾五円五拾四匁七リ

一 畑 反別三拾壹町七反七畦二十三歩

此地価金二千四百三拾九円式匁六リ

内甘蔗畑反別〇〇〇〇歩

一 切替畑反別 九拾七町〇〇畦二十三歩

此地価金千〇八拾九円八リ

内 ナシ

一 田畑切替畑 壹反歩二付各上中下ノ売買価額

一 田高 實際売買価額

一 上等壹反歩二付金六円

中等壹反歩二付金四円

下等壹反歩二付金参円

一 畑高實際売買価額

上等壹反歩二付金六円

中等壹反歩二付金四円

下等壹反歩二付金三円五拾匁

一 切替畑壹反歩二付平均式円〇匁

一 宅地反別 六町壹反三畦五歩

此 地価金六百五拾壹円式拾四匁八リ

以下・欠

⑨ 宮之浦村の分も末尾が無く年月不詳だが、調査用紙は馭謨郡屋久島宮之浦村外七ヶ村戸長役場と印刷した罫紙を使用している。戸長制度のあった年、明治四年から同十七年までに調査報告されたものと想像されるから、下張り反古紙もつないで、その前後から判断出来る年度は、屋久島に地租改正調査が行われた明治十二年から同十四年の間としてほぼ間違いない、が興味を引くのは砂糖キビ（甘蔗）がつくられ、また切替畑（焼畑）が九拾七町歩…もあったこと、果してこの焼畑に植えられた作物…これを正確に知る下張りは見当たらなかったが断

簡から拾うと、小麦・粟・角豆・甘藷・菘蓴・縮紗・煙・お茶などが記され、特にガジュツは特有物産となっている。

(10) 大工営業鑑札御下渡願

薩摩国南方郡坊村三百三拾番戸士族  
當時大隅国馭謨郡宮之浦村式拾三番戸  
寄留 森 八郎左衛門

一金三拾圓

但壹ヶ年中被雇日数ノ見込百五拾日一日付金拾五  
宛、右者私儀大工職営業仕度候間鑑札御下渡シ被下度、  
尤モ税金ノ儀者御成規之通堅ク相守可申此ノ段奉願候也  
但後半期金貳拾五匁相添エ差上申候

明治十八年八月

右森 八郎左衛門



前書之通相違無之候也

右戸長代理 用係 原田 尚五郎  
馭謨郡長 池田休兵衛殿

(11)

明治十九年十月一日

原田 尚五郎

本郡備付米運搬費別紙附箋ノケ処記入方等取計 左案ノ通  
ニテ推達候テ可燃相伺候  
客月三日御所会経第一三号ヲ以テ御照会ノ趣了承則チ別紙  
附箋ノケ処 完結致及推達候也

馭謨郡宮之浦村外七村 戸長役場  
金久支庁種子島出張所會計掛 御中

(12)

廢業御届

馭謨郡宮之浦村百三十番戸

矢野袈裟之助

右者私儀 之迄釣漁業仕来候処 今般事故有之廢業致候  
二付

鑑札相添此段御届申上候也

馭謨郡宮之浦村百三十番戸

矢野袈裟之助

明治十七年二月

前書之通相違無く候也

戸長 原田尚五郎  
馭謨郡長 ○○○○殿